

## 和泉市環境基本条例（抜粋）

### 第4章 和泉市環境審議会

#### （和泉市環境審議会）

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に和泉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査し、及び審議する。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 5 委員は、市議会議員代表、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。